

20 内閣府 特区第12次 最終回答

管理コード	200010	プロジェクト名	南丹田舎すまいるプラン	
要望事項 (事項名)	金融機関が契約に基づき預金者の預金情報を指定	都道府県名	京都府	
	された者に通知すること及び預金の払い戻しに指定された者の同意を要することとするこの容認	提案事項管理番号	1100030	
提案主体名	個人			

規制の所管・関係省庁	金融庁 法務省 内閣府
根拠法令等	個人情報保護に関する法律第23条 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン 等
制度の現状	個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならないとされている。

求める措置の具体的内容	<p>① 貸借人から、預金口座の開設時に次のサービスの提供について依頼があった場合、金融機関は当該依頼の範囲内において実施する貸借人に係る個人情報の提供について、個人情報の保護に関する法律第23条に規定の本人の同意を必要としないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期建物賃貸借契約に係る一定金額の貯蓄の特約の履行状況を指定された者に通知すること ・定期建物賃貸借契約の終了期の到来の予告をすること <p>② 定期建物賃貸借契約が有効である間において、預金の払い戻しに指定された者(地縁による団体)の同意を要することとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	金融機関が協力しやすいように、特区における特例措置として法的根拠を付与するもの。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	I
<p>【①について】</p> <p>個人情報保護法第 23 条は、個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供するに当たっては、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることを求めている。「あらかじめ」とは第三者へ個人データが提供される時点よりも前という意味であり、必ずしも、第三者提供を行うたびに同意を求めることとするものではない。</p> <p>また、個人情報保護法上、個人情報取扱事業者が書面等により本人から個人情報を直接取得する場合には、取得に先立ってその利用目的を本人に明示する必要がある(法 18 条第 2 項)。このため、当該個人情報取扱事業者が当初から個人データを第三者に提供することを予定しているのであれば、書面等でその利用目的(個人データの第三者提供)を明記し同意欄において本人の意思を確認するなど、個人情報を取得する時点で本人の同意を得ておくことも可能である。</p> <p>以上を踏まえ、ご提案の事項については、預金口座の開設時に貸借人から個人情報を取得するに当たって同意を得ておく等により、現行の規定で十分に対応可能であると考えます。</p> <p>なお、ご提案内容によると、金融機関は、貸借人の依頼の範囲内において個人データの提供を実施するとのことであるが、状況に照らし、貸借人が自己の個人データが第三者に提供されることにつき実質的に同意していると判断されるのであれば、当該「依頼」により、既に個人情報保護法第 23 条の同意は得られているものと考えられる。</p> <p>【②について】</p> <p>当該事項については、当方の所管外の事項であり、回答できない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し		「措置の内容」の見直し	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	